

学校開放（特別教室）事業の再開について

令和2年9月1日

1 はじめに

特別教室開放については、学校運営に支障のない範囲で利用が再開されるものです。このため、利用団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限努めながら活動する必要があります。

現時点では、「飛沫感染」「接触感染」により感染すると考えられており、「密閉」「密集」「密接」となる状況を避けるなどの感染防止対策が可能な場合にのみ再開します。児童・生徒が安全に学校生活を送れるよう、細心の注意を払い利用してください。

2 利用にあたり

- ・利用者は利用前までに検温をすませ、37.5度以上の場合や明らかな体調不良がある場合は活動に参加しない
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる場合や重症化のリスクの高い利用者は、活動を自粛してください
- ・利用団体の代表者は、利用当日の名簿を作成し保管しておくこと
- ・感染防止対策を利用者全員に周知徹底すること
- ・換気対策を行うこと
- ・ごみは必ず持ち帰ること

3 利用人数の制限 *別紙定員一覧を参照

- ・人と人との間隔が2mとれることを前提に、利用人数を決めています

4 活動の制限

以下の活動はできません

- ・至近距離での会話や大きな声をだすこと
- ・管楽器等の演奏は「大和市内学習センター管楽器等の演奏に関するガイドライン」により利用すること
- ・調理活動や特別教室内での食事

5 備品等の使用制限

以下の物品は使用できません

- ・ピアノ、エレクトーン、キーボード
- ・調理器具および食器

6 活動中の注意事項

- ・こまめに換気を行う

＊空調機を使用しながら換気をする場合は、窓や扉は10～15cm程度開ける

注意：全開にすると空調機がエラー表示することがあります

- ・身体的距離（2m、最低でも1m）を確保する
- ・近距離での会話や大声での発声を避ける
- ・マスクを着用する

＊熱中症などに注意し、状況によりマスクを外すことは可能

7 活動後の注意事項

- ・消毒の徹底

ウイルスは数日間感染する力を持つと言われています。利用した教室内や洗面所・トイレなど手が触れた場所を消毒すること。

消毒用アルコール等は利用時にお貸しします。

<主な消毒場所>

ドアノブ、引手、手すり、照明等のスイッチ、水道の蛇口、流し、便器のフタ・便座、ペーパーホルダー、清掃用具等

- ・ごみは必ず持ち帰る
- ・チェックシートの提出
- ・消毒や清掃が終了次第、学校敷地から速やかに退出する

8 感染者等が発生した場合

団体の代表者等は、利用者から感染・濃厚接触・感染の疑いなどの報告があった場合は、速やかに各学習センター、渋谷中学校学校開放窓口または図書・学び交流課のいずれかへ連絡すること。

＊個人のプライバシーに十分配慮する

<連絡先>

生涯学習センター	電話046（261）0491
つきみ野学習センター	電話046（275）0088
北部文化・スポーツ・子育てセンター	電話046（274）4361
桜丘学習センター	電話046（269）0411
渋谷学習センター	電話046（267）2027
渋谷中学校学校開放窓口	電話046（267）7790
図書・学び交流課	電話046（259）6104